

川辺町自殺対策計画

2019年3月

川辺町

目次

| | |
|---------------------|----|
| 第1章 計画策定の趣旨等 | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置づけ | 1 |
| 3 計画の期間 | 1 |
| 4 計画の数値目標 | 1 |
| 第2章 川辺町における自殺の特徴 | 2 |
| 第3章 自殺対策における取り組み | 4 |
| 1 基本施策 | 4 |
| 2 重点施策 | 7 |
| 3 生きる支援関連施策 | 8 |
| 第4章 計画の推進体制等 | 9 |
| 1 計画の周知 | 9 |
| 2 推進体制 | 9 |
| 3 進行管理 | 9 |
| 4 計画の評価 | 9 |
| 別表1 「行政内各部署の取り組み一覧」 | 10 |

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

自殺は、経済的・精神的その他の事由によりその多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などのさまざまな社会的要因があることが知られ、誰にも起こり得る危機です。

こうした中、我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法（平成18年法律第85号）が制定され、施行から10年の節目にあたる平成28年に同法が改正されました。

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実現されるべきこと等が基本理念に明記されるとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが等しく支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

本町においても、地域の課題をふまえ、今後の自殺対策の方向性を示す「川辺町自殺対策計画」を策定することにしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨をふまえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

また、「川辺町第5次総合計画」を上位計画とし、「川辺町第2次健康増進計画」をはじめとするその他関連計画と連携を図りながら推進していきます。

3 計画の期間

自殺総合対策大綱は、おおむね5年に1度の目安で改定が行われてきています。

本計画も、2019年度～2023年度までの5年間とします。

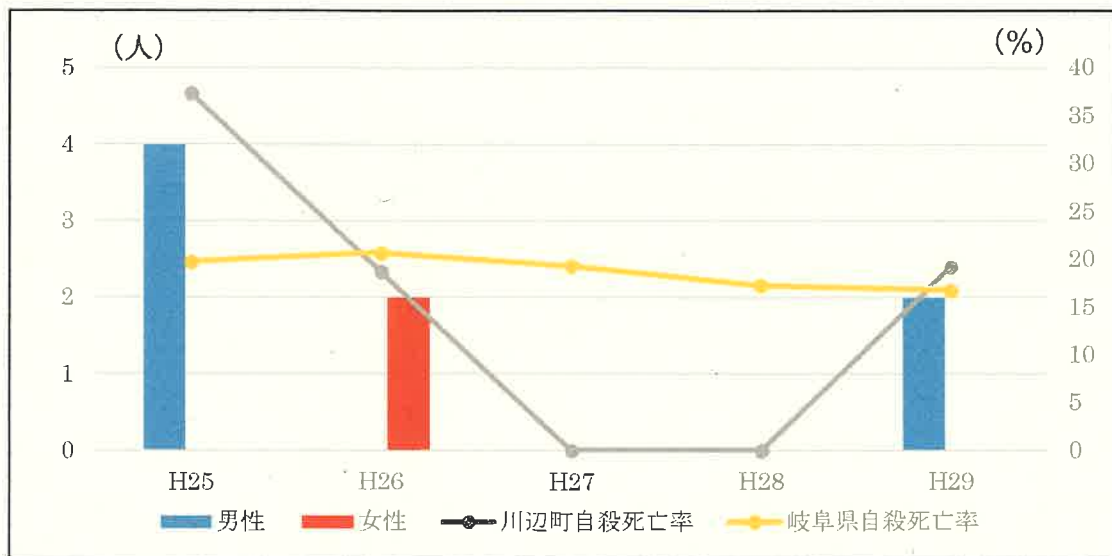
4 計画の数値目標

本町では、平成25年度から平成29年度において平均して約1.6人の自殺者が発生しているという状況から、計画最終年度の2023年度までに、年間自殺者数を0人とすることを町の目標に掲げます。

第2章 川辺町における自殺の特徴

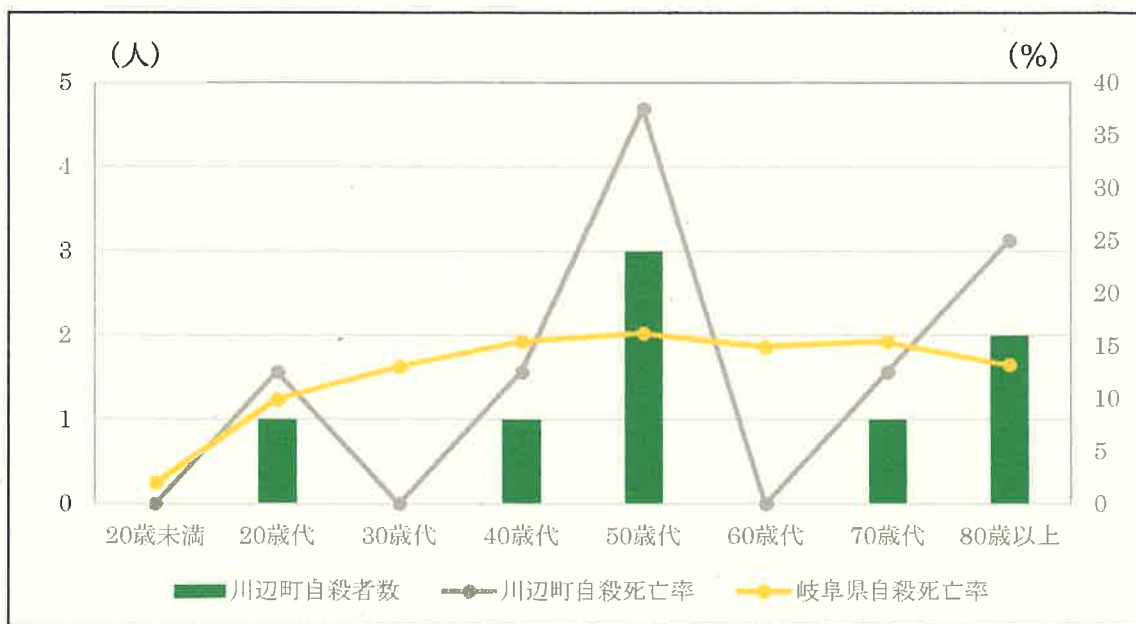
川辺町の自殺者数は、平成 25～29 年の合計 8 人（男性 6 人、女性 2 人）（自殺統計（自殺日・住居地））であり、自殺死亡率 15.1 と、岐阜県自殺死亡率 18.8 や全国自殺死亡率 18.5 よりも低い状況となっています。

年間自殺者数及び自殺死亡率の推移（平成 25～29 年）



出典：厚生労働省「地域の自殺の基礎資料」

年代別自殺者数及び自殺死亡率（平成 25～29 年合計/平均）



出典：厚生労働省「地域の自殺の基礎資料」

主な自殺の特徴（特別集計（自殺日・住居地、平成 25～29 年の合計））

平成 25 年から 29 年までの 5 年間で、自殺者数が多い属性は以下の 5 区分です。

仕事（配置転換や過労、失業等）によるストレス、人間関係の悩み、うつ状態等の様々な危機経路をたどり自殺に至る傾向が指摘されています。

| 上位 5 区分 | 自殺者数 5 年計 | 割合 | 自殺死亡率 * (10 万対) | 背景にある主な自殺の危機経路の例** |
|---------------------|--------------|-------|-----------------------|--|
| 1 位: 男性 40～59 歳有職独居 | 2 | 25.0% | 641.4 | 配置転換（昇進/降格含む）→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺 |
| 2 位: 男性 40～59 歳無職独居 | 1 | 12.5% | 1366.9 | 失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺 |
| 3 位: 男性 60 歳以上無職独居 | 1 | 12.5% | 217.7 | 失業（退職）+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺 |
| 4 位: 男性 20～39 歳無職同居 | 1 | 12.5% | 163.8 | ①【30 代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺 ②【20 代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺 |
| 5 位: 女性 40～59 歳無職同居 | 1 | 12.5% | 35.0 | 近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺 |

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2018）」

※順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

※自殺死亡率の母数（人口）は平成 27 年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。

※「背景にある主な自殺の危機経路の例」は自殺実態白書 2013（ライフリンク）を参考にした。

第3章 自殺対策における取り組み

1 基本施策

国（自殺総合対策推進センター）が、全国的に実施されることが望ましいと示している5つの施策について取り組みをすすめていきます。

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材の育成
- (3) 住民への啓発と周知
- (4) 生きることの促進要因への支援
- (5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

(1) 地域におけるネットワークの強化

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには自殺対策を総合的に推進することが必要であります。そのためには、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築する事が重要です。本町では、役場組織内や関係機関が相互に連携・協力して自殺対策に取り組めるようにネットワークを強化します。

○庁内におけるネットワークの推進【全課】

年1回、課長会議又は課長補佐会議にて各課の知見を活かし、自殺対策を総合的かつ効果的に推進します。

○各関係団体におけるネットワークの推進【住民課・健康福祉課】

年1回、民生児童委員・人権擁護委員等の関係団体の定例会等の一部の時間を活用して自殺対策の説明を加える機会を作り、ネットワークの推進を図ります。

○保健所・近隣市町村とのネットワークの強化【健康福祉課】

保健所主催の会議や近隣市町村と行う精神保健分科会等に参加し、日常的な相談支援時にも連携できるように関係構築を強化します。

(2) 自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対する早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。具体的には、保健、福祉、教育、医療、労働その他の関係領域の者、町民に対して、誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会を設けます。

○本町職員の研修事業の推進【総務課・健康福祉課】

年1回、職員研修（研修センター又は自庁研修）にて自殺対策に関する研修（ゲートキーパーの研修も含む）の導入を検討します。

○各関係団体における研修の推進【住民課・健康福祉課】

「生きるための包括的な支援」（＝自殺対策）を行う人材を育成するために、民生児童委員・人権擁護委員等の関係団体やボランティアに対して研修の参加を呼びかけます。

(3) 住民への啓発と周知

自殺の問題は、誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて町民の理解の促進を図る必要があります。また、悩んでいる人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における町民一人ひとりの役割について意識が共有されるよう、広報活動等を通じた啓発事業を実施します。

○町広報紙等による情報発信【健康福祉課・企画課等】

9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせて、町広報紙やすぐメール、図書館のスペース等を活用して、町民の理解促進と周知を図ります。

○健康教育【健康福祉課】

睡眠不足やアルコール問題、うつ病などの早期発見・対応についての普及啓発を行います。

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、生きることの包括的な支援を推進します。

○健康相談・妊婦健康相談【健康福祉課・教育支援課】

保健師が、心身の健康上の相談に応じ、本人や家族への支援を推進します。必要に応じて専門機関につなげます。

○赤ちゃん訪問・乳幼児相談・各種健診【健康福祉課・教育支援課】

子育てしている保護者を対象に保健師や管理栄養士が産後うつ・育児不安等の支援をします。

○民生児童委員訪問事業【健康福祉課】

民生児童委員が高齢者を中心とした自宅訪問を実施し、相談をきき、状況把握をしつつ、必要に応じて支援機関につなげます。

○障がい児（者）への支援【健康福祉課・教育支援課】

障がい児（者）やその家族の相談を受け付け、必要に応じて各種制度の利用案内等を行います。

(5) 児童生徒の SOS の出し方に関する教育

児童生徒の SOS の出し方に関する教育を展開していくためには、自殺予防の知識を授ける特別なプログラム（専門家の指導のもとに保護者等の同意を前提とする特別な授業）として位置づけるのではなく、「生きる包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標として学校の教育活動として位置づけ、実施していくことを推進します。

○小中学校いじめ防止基本方針の推進【教育支援課】

本町の小中学校で策定してあります「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止を推進していきます。

○各学校での授業の推進【教育支援課・健康福祉課】

「SOS の出し方に関する教育」の授業を実施していくことを推進します。

2 重点施策

本町の自殺の実態を踏まえて、「無職者・失業者・生活困窮者に関する施策」について取り組みをすすめていきます。

無職者や失業者は経済的な問題だけでなく、経済問題以外の疾病や障がい、人間関係などのさまざまな問題を抱えていることが多いため自殺リスクの高いことが知られています。

また、生活困窮者が抱える貧困の背景には多重債務、障がい、介護、虐待等の多種多様な問題を複合的に抱えていることがあります。

相談支援や自立支援、生活支援等のさまざまな包括的な支援を推進することで、無職者・失業者・生活困窮者に対する対策を推進していきます。

○心配ごと相談事業【健康福祉課】

民生児童委員と人権擁護委員が町民の困りごとの相談にのり、必要に応じて支援機関につなげます。

○生活困窮者への支援【健康福祉課】

生活困窮者に対する相談の受け付けをし、必要に応じて県社会福祉協議会の生活困窮者自立支援事業や県事務所の生活保護申請につなげます。

○徴収事務における関係部署（機関）との連携【税務課】

滞納者の多くは、経済的な問題以外にも生活面で様々な問題を抱えているケースが多いため、納税相談や調査等により生活状況を把握し、必要に応じて関係部署等との連携を図りながら、納税相談等に当たります。また、多重債務、生活困窮等の支援が必要な場合は、専門家や福祉関係部署（県民生活相談センター、弁護士、県社会福祉協議会等）へのつなぎ役としての役割をはたします。

○町営住宅管理事務【基盤整備課】

低収入や生活困窮から、生活面に深刻な問題を抱える可能性があります（住宅賃借料等の滞納）。そうした状況を早期に気付き、健康福祉課及び社会福祉協議会の相談窓口につなげます。

○食品リサイクル事業【産業環境課】

家庭内の未利用食品を集め、貧困家庭等へ社会福祉協議会を通じて配布し、食品ロスを軽減して貧困家庭等を支援します。（フードドライブ）

3 生きる支援関連施策

「基本施策」・「重点施策」以外にも下記の取り組みを展開します。

○町職員への支援【総務課】

「支援者」となる町職員の心理的な負担の程度を把握するためにストレスチェックを行い、メンタルヘルス不調のリスクやストレス要因の低減を行います。

また、「職員におけるハラスメント防止及び対応に関する指針及び運用要領」を策定し、職員の健康の維持増進を図ります。

○安全安心まちづくり事業【総務課】

青色回転灯車で公共施設、商業施設などを巡回します。(児童生徒の夜間徘徊抑制や不審者発見など)(随時実施)

犯罪被害者等支援条例を制定し、県犯罪被害者支援センター、警察等の関係機関と連携のうえ、犯罪被害者の精神的・経済的なフォローアップを図ります。

○公園施設管理事務【基盤整備課】

公園敷地内での自殺防止対策として、公園管理人による通常管理に併せ、巡回パトロールと監視の徹底をします。(平成30年度より、随時実施)

○地域包括支援センター運営事業【健康福祉課】

地域包括支援センターにおいて、高齢者の総合相談・訪問・介護予防ケアマネジメント等を行います。

○公民館講座運営事業の実施【生涯学習課】

各種講座を運営し、学習機会の提供や支援を実施します。

○子育て支援センター事業(委託)【教育支援課】

乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てにかかる相談の場を設けます。

○保育等の実施【こども園】

保護者懇談会(個別又は各年代)による意見交換等を実施、または連絡ノートによる育児相談等を実施します。

就園前家庭を対象とした園庭開放による育児相談等を実施します。

第4章 計画の推進体制等

1 計画の周知

本計画を推進していくために、町民一人ひとりが自殺対策への重要性を理解し、取り組みを行えるよう、町ホームページなど多様な媒体を活用し、本計画の町民への周知を行います。

2 推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内関係課との連携を図るとともに、岐阜県、近隣自治体、町民、関係団体等との連携も図りながら、包括的な取り組みを推進します。

3 進行管理

本計画の進行管理は健康福祉課（精神保健福祉担当）が行います。

進行管理を行うにあたっては、課長会議又は課長補佐会議を通じて各課の取り組み状況を把握し、進行管理に努めます。

4 計画の評価

本計画の評価は施策の結果と成果を把握し、次期計画へ推進していきます。

別表1 「行政内各部署の取り組み一覧」

| 課 | 事業内容 | 取り組み |
|-----------|--|--------------------------------|
| 全課 | ○庁舎内におけるネットワークの推進 課長会議または課長補佐会議を通じて、取組状況を把握、評価等を行います。 | 年1回 |
| 総務課 | ○町職員の研修事業の推進 自殺対策に関する研修（ゲートキーパーの研修も含む）を研修センター又は自庁研修にて行います。 | 年1回 （ゲートキーパーの研修は2020年度以降実施） |
| | ○町職員への支援 「支援者」となる町職員にストレスチェックを行います。 | 年1回 |
| | ○安全安心まちづくり事業 青色回転灯車で町内を巡回します。 犯罪被害者等支援条例を制定します。 | 随時 |
| 企画課・健康福祉課 | ○町広報誌等による情報発信 自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせて、町広報紙等を活用して町民の理解促進と周知を図ります。 | 年2回（9月と3月） |
| 産業環境課 | ○食品リサイクル事業 家庭内の未利用食品を集め、社会福祉協議会を通じて貧困家庭等に配布をします。 | 随時 （2019年度新規実施） |
| 基盤整備課 | ○町営住宅管理事務 町営住宅の賃借料等の滞納状況等から、健康福祉課等につなげます。 | 随時 |
| | ○公園施設管理事務 公園管理人による巡回パトロールと監視を行います。 | 随時 |
| 税務課 | ○徴収事務における関係部署（機関）との連携 滞納者に対する納税相談等を行い、健康福祉課等につなげます。 | 随時 |
| 住民課・健康福祉課 | ○各関係団体におけるネットワークの推進 各関係団体の定例会等の一部の時間を活用して、ネットワークの推進を図ります。 | 年1回 |
| | ○各関係団体における研修の推進 各関係団体等に研修の参加を呼びかけます。 | 年3回 |

| | | |
|-----------------|---|-----------------------|
| 健康福祉課 | ○保健所・近隣市町村とのネットワークの強化 会議や精神保健分科会等に参加して、保健所 や近隣市町村との関係構築を強化します。 | 随時 |
| | ○健康教育 自殺予防に関連した健康教育を行います。 | 随時 |
| | ○民生児童委員訪問事業 民生児童委員が高齢者を中心とした自宅訪問 を実施、相談等に応じます。 | 随時 |
| | ○心配ごと相談事業 民生児童委員と人権擁護委員が町民の困りご との相談に応じます。 | 年6回 (随時受付可) |
| | ○生活困窮者への支援 生活困窮者の相談に応じます | 随時 |
| | ○地域包括支援センター運営事業 高齢者の総合相談・訪問・介護ケアマネジメン ト等を行います。 | 随時 |
| 教育支援課・ 健康福祉課 | ○健康相談・妊婦健康相談 心身の健康について相談に応じます。 | 各相談、年24回 (随時受付可) |
| | ○赤ちゃん訪問・乳幼児相談・各種健診 子育て中の保護者を対象に産後うつ・育児不 安等の支援を訪問・相談・健診を通じて行いま す。 | 訪問・相談、随時 健診、月例毎に実施 |
| | ○障がい児(者)への支援 障がい児(者)やその家族の相談に応じます。 | 随時 |
| | ○各学校での授業の推進 「SOSの出し方教育」の授業の実施を推進して いきます。 | 年1回 |
| 教育支援課 | ○小中学校いじめ防止基本方針の推進 小中学校が策定した「いじめ防止基本方針」に 基づき、いじめ防止を推進していきます。 | 随時 |
| | ○子育て支援センター事業(委託) 乳幼児のいる保護者同士の交流や情報交換、 子育てにかかる相談の場を設けます。 | 週5日 |
| 生涯学習課 | ○公民館講座運営事業の実施 各種講座を運営し、学習機会の提供や支援を します。 | 随時 |

| | | |
|------|--|----|
| こども園 | ○保育等の実施 保護者懇談会(個別または学年別)による意見交換等の実施、連絡ノートによる育児相談の実施をします。 就園前家庭を対象として園庭開放による育児相談等の実施をします。 | 随時 |
|------|--|----|

川辺町自殺対策計画

【2019年度 ～ 2023年度】

発行：川辺町

編集：川辺町住民課

〒509-0393 岐阜県加茂郡川辺町中川辺 1518-4

TEL：0574-53-2511

FAX：0574-53-2374

E-Mail：juumin@kawabe-gifu.jp

URL：<http://www.kawabe-gifu.jp/>